

令和3年4月 23 日

関係各位

日本商工会議所青年部

会長 吉川 正明

**日本商工会議所青年部  
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン**

**1. はじめに**

本ガイドラインは、政府や各都道府県が公表する各種方針や、日本商工会議所(以下日商とする)が示す「新型コロナウイルス感染症への対応について」などを踏まえ、日本YEGが主催する「会議」や「事業」および「大会等」を開催・運営するにあたり、留意すべき事項を取りまとめたものです。

従って、各ブロック、道府県連、単会が主催する会議や事業および大会については、各地の感染状況等を鑑み、このガイドラインを参考にして頂きつつ、各予防対策を講ずるようお願い致します。

**2. 基本方針**

- (1)会員およびその家族の生命・健康維持を最優先する。
- (2)社会への影響に配慮し、感染拡大防止に最善を尽くす
- (3)各ブロック、道府県連、単会のモデルとなる開催を目指す

**3. 事業・会議等の設営**

事業・会議等の実施にあたっては、ハイブリッド開催を原則とし、感染拡大状況に応じて対面開催からオンライン開催への変更、規模縮小や時間短縮などによる対面開催など、コロナ禍以降の経験に基づき、創意工夫して実施すること。

また、対面開催を行う際には、以下の基準を遵守することとする。

**(1) 会場設営**

- ・ソーシャルディスタンスを確保し、3密を回避した会場設営をする。
- ・会場の参加人数ならびに収容率は、原則日商が示したガイドラインに従うものとする。その基準に該当しない場合には、日商および開催地と協議の上、開催の可否や参加人数について決定する。
- ・必要に応じて日本YEGが用意した同意書の提出を求める。
- ・1つの事業および会議時間は原則90分以内とし、その時間内の十分な換気にも努める。尚、会議の開催時間が10時30分から16時以外の場合は執行部と要相談とする。

- ・座席は体面を避け参加者同士の距離を最低1m確保する。
- ・会場入口等で検温を実施し、手指用のアルコール消毒液を設置する。

## (2) 参加者の予防対策・感染防止策の徹底

- ・参加者は、事前に自宅で検温し、発熱、咳、息苦しさ、倦怠感などの症状が見られる場合は参加をしない。
- ・事業開催日前2週間に発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5°C以上)があった場合は参加をしない。
- ・参加者は、必ずマスクを着用し、ごまめに手洗い・うがいを行う。
- ・過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国(海外)への訪問歴がある、または、そのような者との接触がある場合は参加をしない。

## (3) 飲食を伴う会議や懇親会について

- ・飲食を伴う会議や懇親会については原則日商が示す「新型コロナウイルス感染症への対応について」に従って決定する。
- ・常に感染拡大状況を考慮しながら、日商および開催地と事前協議を行い、開催の可否を決定する。

## 4. その他

- ・開催にあたっては、事前に日商および開催地と協議を行い、開催地の方針や意向を優先した設営を行うこと。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)のダウンロード促進を図る。
- ・厚生労働省のホームページ等により最新情報を確認する。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- ・内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」ホームページ等の最新情報を確認する。

<https://corona.go.jp/>

- ・感染拡大地域との往来は極力控える。
- ・日商の対応に基づく部分については、都度日商事務局に確認すること。